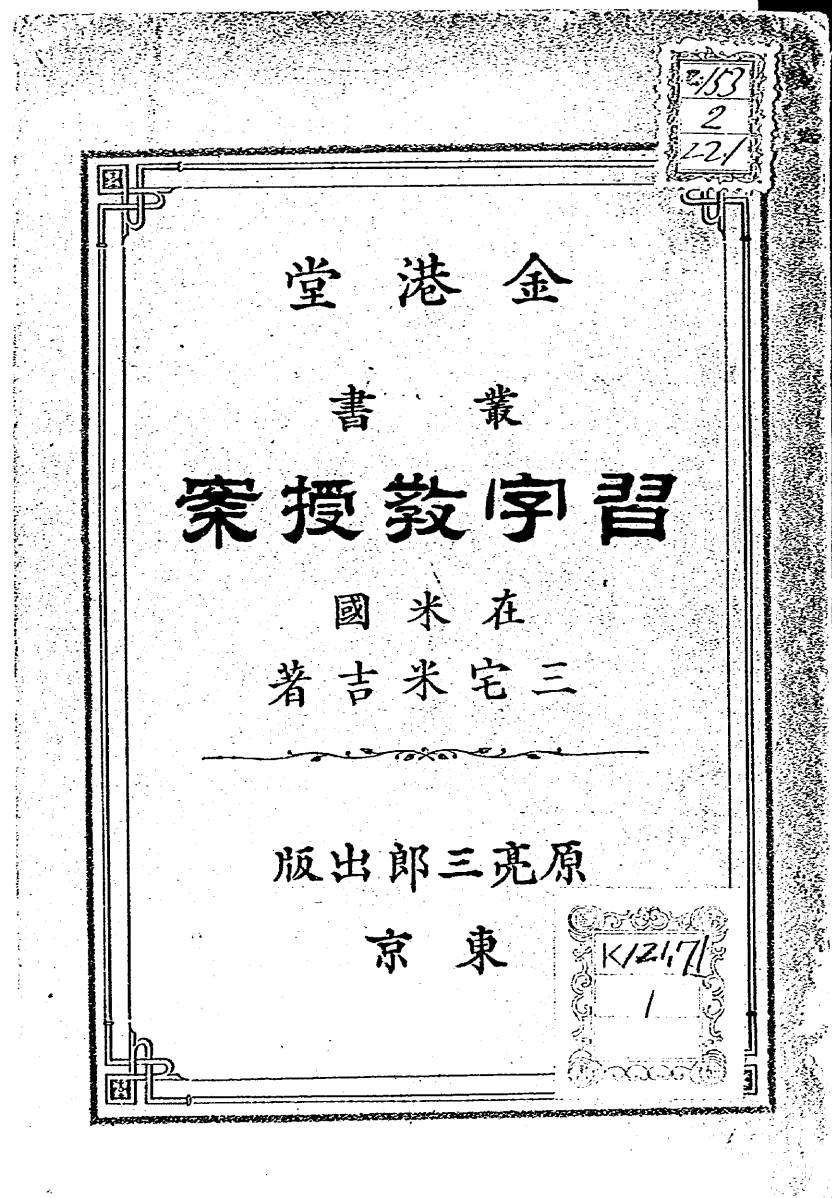
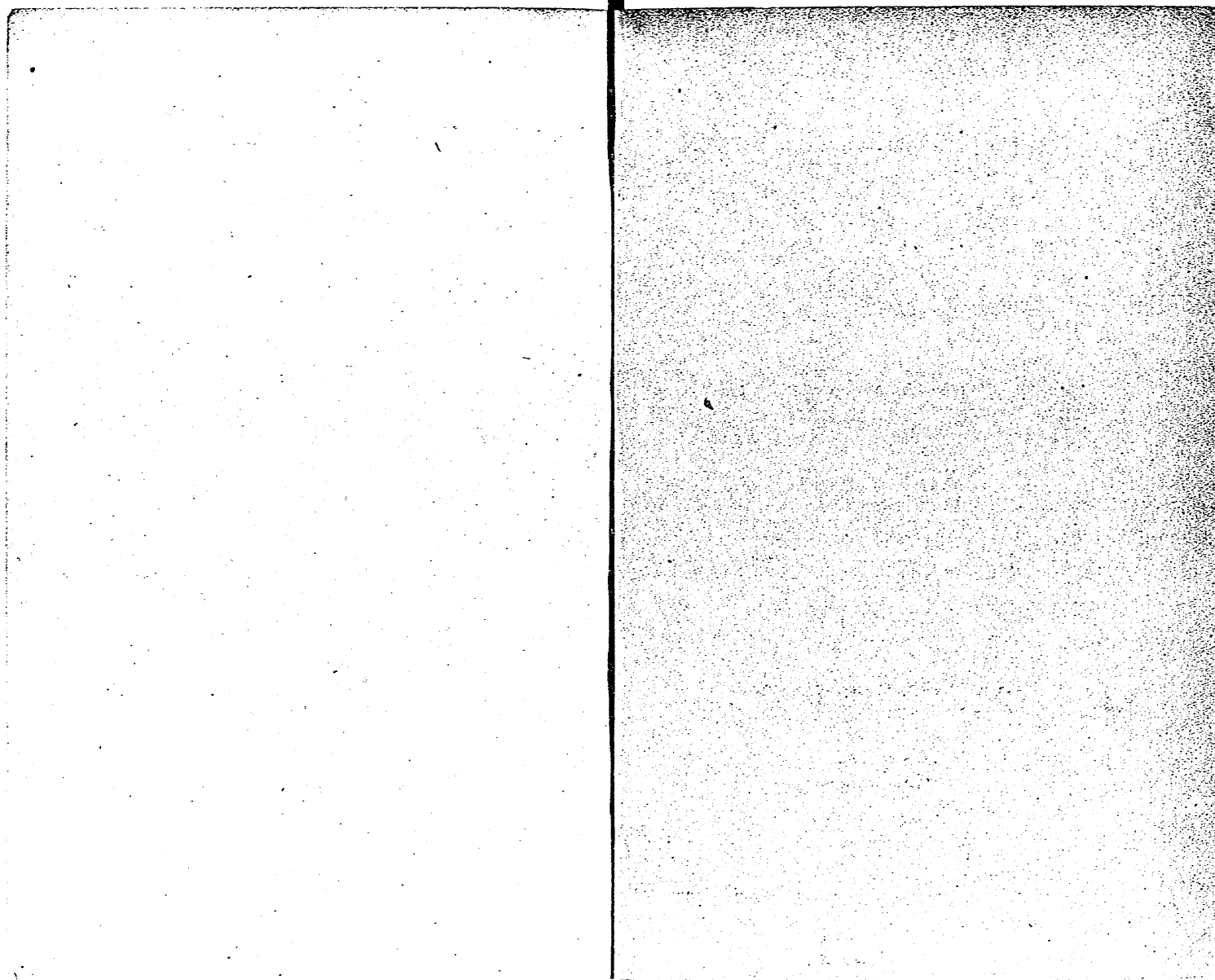
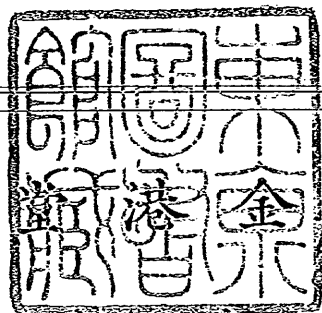




K121.71

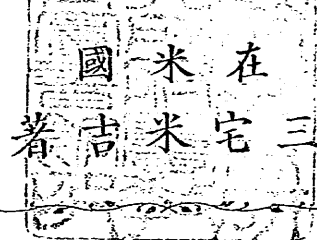
1





書 叢

習字教授案



原亮三郎出版
東京

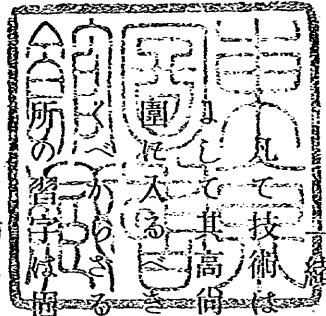
明治二十年六月十六日內務省文部省

習字教授案

三宅米吉

在米國 三宅米吉 著

緒言



凡て技術は必要に起りて終に飾となる。習字も技術として其高尚美妙の點に至てハ飾に屬し所謂美術の範に入る。其普通思想運搬の媒ちとしては人世欠るものなり。小學普通の課業として教ふる所の習字は固より必要を旨として、高尚美妙の書家を作るの目的にあらず。然れども習字は古來我國普通學問の一科とて尤も學生の勞と時とを費したるものなれば今尙普通教育の科程に於て過大の場所を占むるなり。

蓋し古へは善書を以て士人の飾となし、簪大の筆池大の硯、以て醉張旭に倣ふをよなき上流紳士の藝能とし、人も稱め我も誇り、又書齋客室にハ楷書の大幅、行書の扁額、草書の屏風まで陳列し、雄偉と呼び、艷麗と稱してても遊びしが故に、子弟の教育にも習字を以て緊要の課業とあし、多くの時と勞をかりて之を習練せしめたり。兒童五歳始めて筆を執り、以て十七、八歳に至る、其間日毎に六時間乃至三時間を双紙の塗抹に費したり。蓋し此の如く過多の勞と時を習字の一術に費したるは、啻に其術の大切なりしが故のみにあらず、又其術の習練し易からざるが故なり。人の天質固より同じからず、學才あれど

も手術に拙なるあり、手術に巧にして學才なきあり、或ハ双方兼備のものあり、或は双方共になきものあり。少しく習て直に右軍の右に出づるものもあり、一生學で終に懷素の懷を獲ざるものもあり。然れども之を要するに十の七八は終に美妙の點に達する能はせして止みにき。現今小學教育普及の日に當り、科程の整理、教授の方法漸く備はれりと雖も、習字は尙古來の偏見に導かれて其教授の方法さへ未だ曾て少しの變更ありしを見ぬ。小學の教育は固より人世必須の知識と手術を與ふるに止まりて決して専門家を作り出すの目的にあらざれば、習字の一科に於ても唯普通用便を達せまでの習練に止ま

り、之を美術として教ふるゝと古への如くもべからざるは言を待たせして明なるゝとながら、今日の教育家は尙古來の偏見を脱せずして習字と見るゝと猶古への士人に同じきもの多し。故に其教授の方法も全く從來の面目を更めず、他の學科には新教育主義を唱道せれども習字は依然として封建時代の法に隨て改むる所なし。抑も習字の習練し難きは固より其術固有の性質に由る所多しと雖も、其習練の方法如何に由て多少其難を減じ得ざらんや。古への習字法は未だ法と稱すべきものにあらずなり。苟くも法と稱するときは學理に由て整へられたる順序、法則ならざるべからず、然るに古への習

字は只兒童に筆紙墨と手本とを與へ僅かに筆の行き道を指示するに止まりて、筆の大小強弱を問はず、双紙の黒白を問はず、墨の濃淡を問はず、姿勢、執筆、運筆の健軟遲速を謂はざる字の大小、細大、扁旁の關係、文字の順序、手本の體裁を謂はず、これらの事は殆んど書家の秘法の如くにして書家相互の間にのみ論じ、兒童は只双紙と手本を與へて不親切にも其運を天に任せたるなり。故に兒童成長の後双紙と手本を記憶して教師を記憶せし、偶ま教師を記憶するものあれば、それは教師の親切なりしが爲めにあらざり受けたる鞭痕の今に怨を止むるあるに由るなるべし。此の如くなるが故に兒童の進歩固より速かな

る能は、偶々天資穎敏なるものは早く運筆の秘訣を發明自得せることあるべしと雖も、うは例外のみにして、多くハかゝる僥倖を得ずして止めり。且つ又黒き双紙に黒き墨汁を塗るは至て興味なき事なれば、兒童は早く倦怠嫌惡の念を生じて、習字と聞けば懲役と一般にて、十年に一日も喜で筆執るゐどなければ過多の年月を費して終に其の業の成らざるは更に怪しむゝ足らざるなり。然れども長閑なりし古人は學ぶべき學課も少かりしかば、習字に三時間を費せし六時間を費すもさまで差支なかりしかど、今は然らば、小學科程は必要の學科を以て充満せり、習字に充つべき時間は其五、六分一を超すべからず。

此の如く繁閑大に異なる今日に於て尙古人の法に因循すべきや。習字の術固より難しと雖も學理に由て其方法を講究し以て教授の順序を立つる時は幾ばくか其困難を減し時と勞を省きて普通の用便を達するに足る程の習熟を得せしむるゐどを得ざらんや。請ふ左に余が考案を述べて世の教育家の參考に資せん。

二、習字科の改良を要する諸點。

普通小學の一科たる習字は生徒をして普通の用便を達せるふ足るだけの習熟を得せしむるにあり、而して最も迅速に最も十分に此習熟の度に到らしめんには、先づ第一に次ぎの二ヶ條の改革を施すこと必要なり。

第一、大字を廢して専ら細字を習はしむべき事。

第二、楷書、草書を廢して専ら行書を習はしむべき事。

右二ヶ條ハ習字の土臺に屬せるものにして、此二ヶ條の改革を施すにあらざんば科程の整理、教授の方法如何に改良するとも其功多きを望むべからず。先づ此二ヶ條の改革を爲して習字の土臺を定め、而して後其教授の方法ハ就て左の改良を行はゞ、普通小學習字科の目的を達するに時と勞を省くゝと少々ならざるべし。

第三、習字教授法ハ文字の分解、結合の順序を逐ふべき事。

第四、手本及び双紙を改良すべき事。

第五、用具、姿勢、執筆に注意すべき事。

右三ヶ條は専ら教授法に屬するものなり。

今更に始めの二ヶ條に立返りて聊か詳論する所あらん。

三、大字を廢して専ら細字を習はしむべき事。

兒童をして大字を書かしむるハ古への遺風に於て今尙殆ど一般の定則なるが如し。蓋し古へ書を以て美術となしたりし時には大字の習練固より緊要なりしと雖も、普通用便を達せるを旨とせる今の小學教育に於ては更ニ其益あるを見ず。兒童生長の後何所にか大字を書くの用ある。手紙、請取、帳簿の類は全く細字の世界にして更に大字の入るべき場所なし。大字ハ實に遊戲に屬

して實際の用あるなし。蓋し實際は於て大字の用全くなしと云へ、餘り酷なるべしと雖も其用誠に稀なれば是等は小數の専門書家の手に任せて可なり、吾人各個の處世には大字を書くの必要全くなしと云ふも可なり。故に小學校に於て大字を習はしむるは唯古人の遺風と謂ふべきのみ。更に其理由あるを見せ。

然れども説を爲す者ありて曰く「兒童をして大字を習はしむるは大字を以て其直接の目的となすにあらずして單に細字に至るの階梯をなすものなり。兒童は初めより細字を能くするものにあらず、大字以て先づ運筆を練習し而して後始めて細字を書くべし」と。此説聊か理

あるに似たりと雖も未だ以て大字習練を主張するの據と爲るに足らざるなり。固より大字も細字も共に手の運動に成るものなれども、均しく手の運動と云へば云へ、其間は大なる相違あるなり、大字は重に腕の全部の運動に成り、細字は専ら手指の運動に成る。筋肉の運動より論じて大字、細字を書するに相違あるを知らば、大字を以て直に細字の階梯と爲すは少しく無理ならずや。大字、細字自ら異なる筋肉の運動に由るが故に、見よ、細字を能くするものも大字を能くせず、大字に巧なるものも細字に拙なり。名家、能書の聞にある人に至ては固より多年の練習に由て細、大自由なるべしと雖も、普通の人に

して細大共に巧拙を均しくする者は甚だ稀なりとす。故に大字を以て細字の階梯となして是を習へば自ら細字にも習熟するとの考へは誤れりと謂ふべし。勿論均しく手の運動なり、均しく文字なれば、大字、細字互に相關係せる所少からずして、一を學ふの間自ら他にも得る所あるべしと雖も、専ら細字を習て細字に熟するは、大字を習て細字に熟せるよりも遙かに勝れたるは明々ならずや。故に余ハ小學習字科に於て大字を習はしむるを非難し、専ら細字を習はしめんことを主張するなり。

細字と雖も其大さ色々な。余は手指の運動に由て書く所の文字を細字と云ひ腕の全部の運動を要せるも

のを大字と云ふなり。勿論手指のみにても大字の書けざるよあらず、懸腕、直筆、指の運動を藉らむして細字を書くゝとあるべしと雖も、そハ稀なる例外の事にして普通のものにあらず、懸腕は大字に宜しく、枕腕は細字に宜し。凡ろ徑一寸位より以内の文字を細字と稱すべし。

初歩の兒童には素より細字中の大字を書かしむること勿論なり。これら教授の方法は尙後に委説するを見よ。

兒童をして初めより細字を書かしむれば伸びた字が出来ないとか、手がいちけて勢なき字が出来ようなどいふ反對論者多からん。然れども此の如き論を爲す者は即ち明治以前の偏見を今日に持ち傳ふるものにして今

の世態と人情を同じうせざる人ならん。伸びたる字といひ勢ある字と云ひ皆美術上の評語なれば以て専門家の書を評すべし、普通士民の日用文書に於ては唯字形整ひ運筆迅速なれば即ち足るべきなり。

四楷書、草書を廢して専ら行書を習はしむべし。

楷、行、草三體を通じて習はしむるは今の小學科程の法則にして、是も從來の僻見を承け繼ぎたるものなり。然れども古への寺古屋ふては規則正しく三體を通じて習はしむるゐとばかりしは、却て今の小學教育は勝れたりと謂ふべし。三體通習の弊は主として從來教育の間に當りたる士人が已れ自ら明治紀元前後の學風、唐様流行

の際に人と爲りたるを以て教則の土臺を立つるに當り未だ其利害を顧みるに暇あらずして其心中に固着せる僻見に導かれたるより起りしなるべし、其由來する所は尙大字を尙ふと一般なり。既に小學教育は普通人世必用の學術を教ふるに止まると云ふ簡單明白なる道理に據れば、三體通習の不必要なること言を待たずして明かなり。

普通世用の書體は行書、草書にして楷書を用ふる事ハ稀なり。手紙、請取、帳簿をべて楷書を用ひず。願書、證文の類に至ても行書を主とす。楷書は實に書籍其他すべての印刷物と少しの嚴格なる書き物に限れり。故に今

の兒童をして楷書を習はしむるも成長の後之を用ふる所なかるべし、楷書にて手紙を書くゑともあるべからば、楷書にて帳面をつけることも無かるべし。楷書は先づ第一に習字科より逐ひ出さべきものなり。

次に行書草書の用を比較するに草書は間ま手紙に用ひられ且つ走筆に便なるものなれども、其草體の變化は種々様々にして、字學に熟せざれば、すべての文字を草書とるゑと極めて難く又すべての草體を讀むゑとも難し。故に草書は手紙に用ひらるゝも、僅かに限りある少數の文字にして他は皆行體を用ふるなり。實に行體は楷と草の間に在て兩體に出入し兩體を混するものなれば

尤も普通の用に適し衆人の常に使用する所以たり。

世人一般常に行體を用ひて楷草を用ひざる上は、小學生徒の習練すべきも行體もありて楷草にあらざるなり。

然れども今其世用の點より論ぜむして更に習熟の難易より言はん、楷草の習熟し易からざるは書家の常に言ふ所にして眞の楷書眞の草書を巧にするものは蓋し世に其人多からざるなり。楷書は衣冠を正して坐するが如く一畫一點苟くもすべからざるが故に運筆の法甚だ嚴なり、是を以て時と勞と點畫の間に費をと大として疾速筆を走らすること能はず、是れ其世用に不便なる所以なり。今より後は版下書きか石碑書きにならんと

慾心あるものにあらざるよりは、決して楷書の習熟にあたら貴重の時間を費すもの無かるべし。而して又草書は裳をかゞげて走るが如く輕捷にして點畫相接續し更に數畫を省畧して其体重を減するが故に兎角風に吹かるゝ洗濯物か、おてんば娘の蹈舞の如き字形に陥り易くして美人の羅を衣て樹蔭に逍遙し胡蝶を逐て花園に徘徊するが如き體を書き得るもの極めて稀なり。蓋し草書は輕捷にして走筆に便なるが故に世用に適する所ありと雖も、如何せん草體は元と普通の字體にあらずして、楷書の孚化したるものなれば、草書を書かんには先づ草字彙などの書を熟覽して草書の學問を脩めざるべから

ず、され其世用に適せざる所以にして又學び易からざる所以なり。楷草既に此の如し、唯行書のみ其兩端の難きに遠りて中庸を得たるものなれば、三體中尤も習熟し易きものと謂ふべし。

僻見論者抵抗して言はん、楷書は文字の本體にして行草は其變化なるが故に楷書を習ふは行草に入るの門なり、兒童をして宜しく先づ楷書に習熟せしむべし、然る後行草に移るゝと甚だ易しと。されも大字を以て手を練習せしめんと云ふ論に均しきものにして、初め楷書に由て手を練習せしむれば、後行草を習ふに益あるゝと疑なく且つ畫の正しきものより始めて後其變化に移るゝも順

序なるべしと雖も、元と楷と行とは自ら筆の運用に差異ありて楷書を學て直に行草を能くするものにあらず。故に直に世用に適せざる楷書に幾多の年月を費さしむるハ初めより世用に適せる行書を習はしむるに如かざるのみならず、正格の楷書は兒童の甚だ難しとせる所なれば、初めより兒童をして此不必要なる困難に向はしむるは教育の理にも背けること、謂ふべし。兒童として尋常小學四年の間僅かに豫備たる楷書にのまざるし、しめ、終に行書に熟するの暇なくして退學するに至らしむるも偏見論者より見れば尙小學教育の目的を達したりと爲すか。文部省の今の小學課程にては行書を最初

に置けり、是甚だ其當を得たるものにて多年の經驗終に行書の尤も必要なるを發見せるに由るならん。然れども今の小學課程も尙楷草と並列して三體通習の偏見を脱せる能はざるは、蓋し其由來する所久しくして勢止むべからざる次第なるべし、然れども世人既に楷草の世用に適せざるを知り其不用を覺るに至ては楷草と習字科より省き去るの日は蓋し遠きにあらざるべし。

人間にハ慾と云ふものありて、あれもあれもど可成澤山に兼備したきは人情一般の事なれども、此慾の爲めに限りある時と力を一途に集めずして數途に散ぜしむるが故に、却て大に其進みを妨げ、終に虻も取らず蜂も取ら

てして止まん。楷書、草書を習ばせざるは誠に惜し、大字を習はせざるは更に惜し。今より後復た柳公權、文徵明を見るゝと能はざらん。然れども公權、徵明の汽車に乗りたることを聞かぬ。今の世界ハ昔日にあらぬ、日月を逐て變遷隙なき今の世に在ては、宜しく棄つべきを棄て取るべきと取て、時と所に應じ斷乎果決以て進路を定むべし、那ぞ悠悠往時の迷夢に躊躇して可ならんや。

五習字教授法は文字の分解結合の順序を逐ふべき事。

附手本其他の事

支那文字の數多しと雖も其字々を分解すれば限りあ

る少數の點、畫より成るゝとを見ん。永字八法の説既に古し。此八法の點、畫は即ち文字の原素にして之を種々に結合すれば千百の文字となるなり。故に文字を巧に書んとするものハ宜しく先づこれらの原素を研究し、而る後これらの原素より字形と結構するの法を講究すべきなり。

化學を學びたる人は明かに原素、化合物の關係を知らん。文字の化合物に均しきは皆に其原素に分解せらるゝと止まらず、又所謂原分なるものありて二三原素の結合せるもの他の文字の部分を構成すること猶化學上の原分と稱するものに異ならぬ。普通扁、菊、冠など云ふも

の即ち此原分に屬し、縦へば人扁はハイドロオキシルの如く、獨り立は覺束なけれども數百の文字に入り込みて其要用なる部分をなす。木扁、三水亦然り。故に一たびイオの筆法を納得せしむる時は幾多の文字を書かしまるも一々其筆法を教ふるの勞を取るの要なし。是らは誠に知れきつたる些細の事なれども實際に於ては扁、旁、冠を各別に説明して生徒をして其關係を納得せしむるゝを務むるもの甚た少なし。習字の教授に於ては原素、原分に注意するゝ尤も大切なりとす。

初學の徒をして先づ少畫の字より習はしむべきか、將た多畫の字より習はしむべきか、但しを少畫多畫混合し

て習はしむべきか、又畫の書き易きものより始むべきか、書き難きものより始むべきか、これらは智者を待たずして判斷し易きゝとなれども、今の習字手本には少畫多畫相混じてゐて順序あるなし、蓋少畫より始め書き易きより書き難きに移るゝ教授の定法なり。故に先づ字の原素を以て習字の發端となし少畫の字より漸く多畫の字に移り其結構の順序を逐て進まば時と勞を省くゝと蓋し少々ならざるべし。從來の通弊ハ字の結構、點、畫の多少に顧着せず、只字の世用にのみ意を向けたるが故に初めに假名を習はしむるはよけれども、直に數字に移て萬億よで書かしめ、それより地名、人名等に至りてハ素よ

り正しき順序なく少畫の山田に次て瀧澤の多畫あり、半七も少畫なれども權兵衛の多畫後へに従へり。抑も習字は文字を書くことの術を習練するが主意にて、文字を知るは其目指す所にあらず。故に假名に繼て直にむづかしき人名、地名を習はしむるは此術を教ふるの方法としてハ甚だ不經濟、不順序なりと云ふべし。

愚案にては先づ第一に原素を習はしむるを適當とせるなり。然れども原素とは云へ何も、永字八法と云ふが如きむづかしきものを持ち出すにあらず。幸に我國には少畫の假名あり是れ原素の筆法を研究するに便なるものなり。而して假名に片假名、平假名ありて片假名は

元と楷書体、平假名は草書体なり。然れども共に眞の楷草をなすに及ばず、只行体を爲すの初歩として用ふべきのみ。而して此假名を教ふるにも所謂イロハ順を逐はせして、可成少畫のものより始むるゝと又一般の定則に従ふべし。先づ片假名より始め、左の如き分類に従ひ、初めに原素の筆法を教へ而る後其原素と含める二、三畫の字を練習せしむべし。

片假名分類

(、ノ、一、一、一)原素

ノメ、タ、ク、ソ、ツ、イ、ケ、ト、ナ、チ、ニ、テ、チ、エ、ミ、オ、サ、キ、リ、

(フ、コ、レ、リ) 鈎畫

フ ラ ヌ ス ワ ウ マ、ア エ、コ ュ ヨ ロ、カ、レ ル、ヒ モ セ、ム。
ハ ホ、シ、キ ヤ、ヘ、子。

平假名分類

(ゝ) い ん こと ふ、か、う、し、に た れ。

(す) は ほ す む、み よ ま な。

(つ) の ろ ち ら、つ や ゆ、る、ね、は、め あ、ぬ、わ れ ね。 て と、さ き、
け、も、せ、ゑ、を、ひ、へ、く。

右の如く相似たる字を彙類して其易きより習はしむるなり。

假名に次で一より十までの數字を習はしめ數字に次で五畫以内の文字(人 大 天 山 川 木 火 水 土)の如き類凡る百

字)を習はしめ而る後又十畫以内の文字を習はしむべし。十畫以内の文字五十字許習はしめて後普通の扁旁冠を有する文字を習はしむべし。縦へば先づ人扁を以て第一とし人扁を有する文字の少畫なるものより稍多畫なるもの五字許を習はしむるなり。其法先づ扁の筆法を教へ、次に各字の旁のみを書かしめ、而る後扁と旁とを結合して其結構に注意せしむるなり。

扁旁冠の例

イ 仁 仕 住 何 借

シ 汁 江 河 波 海

木 村 柱 林 松 梅

山 宇宅家

言 記話論誠

巡送進退運

扁、旁、冠にも畫の多少甚だ相違あれば其少畫のものより始めて次第に多畫のものに移るゝと勿論なり。

右の如く假名の原素より始めて五畫以内の文字、十畫以内の文字、扁、旁、冠と順序を定めて習へしむるは習字の一般の進みなれども、是は専ら一字一字の筆法と結構を教ふるを目的とする者にて、習字に熟練せしむるには唯字々の筆法、結構を識得せしむるのみにては未だ完からず、筆法、結構の外に尙連書に巧ならざるべからず、運筆に自

由ならざるべあらむ。一字づゝ離しては見事に書き得るとも一行一紙に文章を書き連ぬるときは、其全體の布置に於て甚だ拙なるものあり。又字々の筆法、結構を學ぶ間は手指の働き自ら自由ならず、一點一畫を下たすも遅々たるべきは自然の勢なり、其遲緩の弊を除きて運筆の自由を得せしむると亦必用なりとす。故に是らの練習は供する爲め時々文句、文章の書取又は書寫をなさしむるゝと必要なり。是は唯に連書、運筆の練習に用立つのみならず、又大に生徒をして興味を覺えしむるの益あるへし。例へば初級の生徒僅かに片假名を習ひ了れば片假名のみにて短き文章を讀本の中より取り出し或は

教師時に臨て作り與へ以て之を紙片に書かしむるなり
 一週間に一度或は臨時に機を見て此練習を爲しむ。べ
 し 勿論其文句、文章中の文字は何れも生徒の既に習ひ
 たるもの或は未だ習はざるも能く書き得るものたるべ
 し。清書はさまで有要のものとは思はざれども、生徒の
 奨勵にもなるの益あまば時々清書をなさしむるも可なり。
 然れども其方は爰に云ふが如き文章の書取又は書
 寫を以て施すべし。

普通文章の書取又は書寫の外に請取手紙の文を書か
 しむるゝ必要なり。是は扁、旁、冠を一通り習ひ了りて
 後に纏めて教ふるも可なれども、又それより前に時々普

通文章の書取書寫と同じく練習せしむるも可なり。受
 取手紙の文を書かしむるには、其書式と受取手紙に固有
 の文字を知らしむるゝ尤も緊要なり。

從來の手本の小學用に不適當なるは云ふまでもなき
 事にして、其仕組大に改正せざるべからざるなり。然れ
 ども元來手本は習字に必要なものにあらずして時ど
 して却て有害なるゝあり。蓋し教師が手本に依頼
 して生徒を手本に放任し去るゝと今の通弊なり、是教師
 に向て大に責むべき懈怠又は謬見にして若し手本ある
 時は尙教師をして此過ちに陥らしむるの恐れあらば、完
 く手本を用ひざるを宜しとせるなり。凡る人の働きに

自動と被動の二つありて自ら心に思ひ起して之を行ふもの即ち自動にて、他人の所爲に倣ひて之にまねするもの即ち被動なり。習字にも自動被動ありて兩様相混するが常なれども、被動を勸むるよりは自動を奨むる方が大切ならん。然るに手本は元來被動を勸むるを主意としたる者なれば、若し教師生徒と手本の間に立て能く生徒をして手本を用ふるの法を知らしめざる時は、生徒は只被動是務め終に手本の奴隸となりて天性備はりたる手指の自由も手本の爲め束縛せらるゝに至らん。文字の形は人々よりて甚だ異なれり、人心は其面の如しと云ふ古き諺あれども、書も亦人面の如しと云て可なり。此

の如く人々固有の字形を爲すは其心の働きの千殊萬別なるに由るものにて、自然の勢なれば、此勢に逆ひ數百の生徒をして同一種の手本に倣ひて之を眞似せしめんとするは理なき業なり。故に手本は唯字畫の整ひを知らしむるまでの用を爲すものとし、筆の運用ハ教師の指示に因り運筆の自由、字形の完成は生徒自身の習熟に因らざるべからず。生徒稍習字に熟する時は各固有の字形を作り出さべし、此時に當り教師たるもの一向に手本に訴て生徒を束縛せんとする勿れ、自由に各生徒の嚮ふ所に任せよ、唯筆の運用法に協ひ字の結構に誤りなくば乃ち各自固有の字形に習熟せしむべし。人々固有の文字

は神聖なる天の賜なり、以て己れの代表となし、以て己れの信を保するものなり。

然れども手本は教師の助けとして尙缺くべからざるものなれば、正しく順序を立て、教師生徒の使用に便にせるものを製するものと今日の急務なるべし。

手本の體裁に就ては論者既に方案ありと雖も、之を詳説するは此小冊子の目的にあらざ、近きに一部を製して世に示せんとあらん。

如何に巧なる大工にても鈍き道具にては見事なる建築はできざるべし。道具の良否の仕事に影響をるものと甚だ大なり。習字も一つの手術なれば、其道具あり、筆、墨、

硯等これなり。中に就て尤も肝腎なるは筆なり、書家は筆を撰らむに切にして、稍大家と聞ゆる人は皆己れに適したる一流の筆ありて、普通のものを用ふることを嫌ふなり。書家たるものにして筆を撰むこと此の如くやかましきに初學の兒童は常々下劣なる秃筆を用ひしめらるゝなり。幼兒は素より筆の良否を知らざれば、父兄の與ふる所を以て満足せり。時としては父兄が使用し盡して顚末皆無となりたる古筆を與へらるゝものもあるなり。是今の一般の風にして、誠に難をべきことなり。論者今幼兒に代て之を父兄に訴へ、又教師を責めざるを得む。夫れ業の進みは固より人の勉強に因るものと多し

と雖も又之を助くる所の用具の良否に由て多少の相違あるものと明白なり。今父兄ハ兒童に一日も業の速に進まんことを責め、教師は日々兒童を導きて業に進ましめんとしながら、其兒童を助くる所の用具には毫も意を用ひず、只價の低きとのみ撰て下劣の筆、墨を充てがふは其望む所と爲す所と全く相反して兩立せず、恰も繼母の繼子をいぢめる手段に似たりと云べし。教師は其職として生徒の用具の適不適を檢して、不適當なるものは之を改めしむるものと當然なり。父兄は可成善良なる用具を兒童に給與すべき義務あり。勿論善良の品と云ふとも高價なるものを勸むるにあらず、價の高きものは却て節

多くして實用に適せざるべし。硯は墨のすれ易きもの、筆は穎能く整ひて柔剛偏せざるもの、墨は稍軟かにして墨色鮮なるものなれば即ち好し。教師の用具に注意すべきは猶其教授法に注意すべきが如し。習字科に於て十分の成功を希望するものは用具の檢閲を怠るべからず。用具と共に教師の注意すべきは姿勢、執筆法なり。姿勢に注意すべき所以は啻に此術の成功に關するが故のみにあらざ、又兒童身體の生理上に大なる關係あるを以てなり。筆の持ち方も甚だ大切なり、初學の兒童をして正しく筆を持つ習慣を得せしむべし。筆の持ち方は猶箸の持ち方に均しく初めに注意を怠れば後に至て

之を改めしむるゝと甚だ難し。筆の扱ひ方も亦忽にすべからむ。筆をおろすには凡う毛の三分一に止め、其おろしたる筆頭の半を以て文字を書かしむべし。筆の緊要なる點は只顚末のみなれば顚末整はざる筆は使用せしむる勿れ。是等の注意は誠に些細なるゝとの如くなれども一毫の誤終に千里の違を生ぜん。習字教師たるもの苟くも其業に成功を見んと欲せば、宜しく些細の點に注意し一事、一物も忽にすべからざるなり。

論者此小冊子に於ては只習字教授法の改正すべき要點を提出せるまでにて、其教場内に在て施すべき詳細の方法及び諸般の注意は之を盡くそに暇あらず、他日更に

詳論せるの折あらん、細字、行書の說世の賛成を得ば幸なり、縦ひ賛成を得ども之に由て世論を喚起するに至らば論者は以て満足せん。

明治二十年五月二十七日版權免許
同六月出版

原價金拾五錢

著者

和歌山縣士族

三宅米吉

東京麻布區市兵衛町
二丁目六十一番地

東京府士族

出版人

原亮三郎

東京日本橋區本町三丁目
拾七番地

大坂心齋橋筋北久寶寺町四丁目

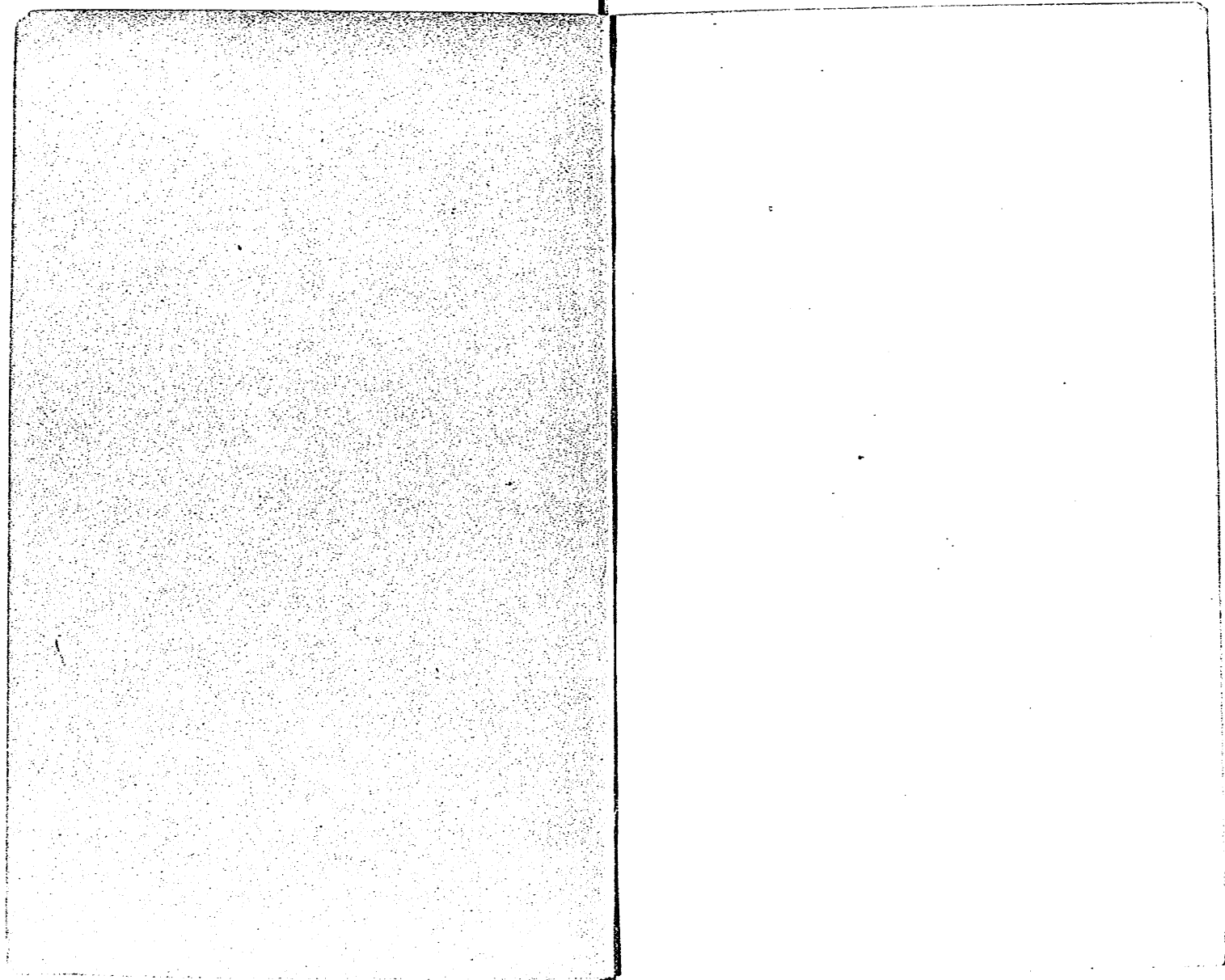
大賣捌所

金港堂原亮三郎支店

賣捌所

岐阜
仙臺金港堂支店

各府縣下代理大賣捌所



大日本教育會館

第五室

一	二	三	四
冊	號	架	函